また、国道45号気仙沼湾横断橋小々汐地区上部工工事及び国道45号気仙沼湾横断橋朝日地区上部工工事に係る特定建設工事共同企業体の構成員は単体企業としての参加を認めない。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、鋼橋上部工事に申請を行い受理されている者であり、平成29年４月１日に認定がなされる者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。平成29年４月１日に、平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、当該入札は無効とする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成13年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記①の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が下記①の実績を有していること。各構成員が下記①、又は下記①⒜から⒟及び⒟の要件を満たしていること。

また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れかが下記①の実績を有すること。

①　次の⒜から⒟の要件を満たす鋼橋の施工実績。

⒜　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

⒝　橋梁形式が斜張橋または吊り橋の新設工事であること。

⒞　最大支間長が255m以上であること。

⒟　施工実績が適切なものであること。

ただし、⒜から⒟は同一の橋梁で施工した実績であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、上記⒜から⒞の施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記⒟「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

なお、本公告において申請できる技術者は１名とし、２名以上申請した場合は欠格とする。ただし、工場製作における配置予定技術者と架設工事における配置予定技術者が異なるときは、それぞれ１名の配置予定技術者とし、超過した人数で申請した場合は欠格とする。

①　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

②　平成13年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

㋐　次の⒜から⒟の要件を満たす鋼橋の施工経験。

⒜　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

⒝　橋梁形式が斜張橋または吊り橋の新設工事であること。

⒞　最大支間長が255m以上であること。

⒟　施工経験が適切なものであること。

ただし、⒜から⒟は同一橋梁での施工経験であること。また、施工経験として提出した工事の全工期（準備・後片付け期間は除く）の２分の１以上の期間に従事していること。（工場製作における配置予定技術者と架設工事における配置予定技術者が異なるときは、工場製作における配置予定技術者は工場製作期間の２分の１以上の期間に従事し、架設工事における配置予定技術者は架設工事全期間の２分の１以上の期間に従事していること。）

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、上記⒜から⒞の施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記⒟「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格講習修了履歴）を有する者であること。

④　単体企業にあっては、上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。

共同企業体にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。各構成員の技術者が上記①及び②、又は上記①並びに②㋐⒜から⒝及び⒟の要件を満たしていること。

経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。

なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

⑹　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法での交付を受けない者は入札に参加することができない場合がある。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合でも、技術提案は各工事に共通なものとし、工事毎に異なる技術提案をした場合は欠格とする。